電気通信大学外国人受託研修員受入規程

昭和49年 6月26日

改正

昭和50年 4月22日 平成11年 4月 1日 昭和51年 6月17日 平成12年 4月 1日 昭和52年 5月20日 平成12年 6月21日 昭和53年 5月15日 平成13年 5月16日 昭和54年 9月 6日 平成16年 4月 1日 昭和55年 5月15日 平成17年 4月 1日 昭和56年 5月25日 平成19年 4月 1日 平成元年 4月19日 平成20年 3月25日 平成 2年 5月 9日 平成22年 4月 1日 平成 3年 4月 1日 平成24年 5月22日 平成 5年10月27日 平成26年 2月26日

平成 9年 4月 1日 平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学(以下「本学」という。)において、独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)が開発途上国から招致する研修員をJICAからの申請に基づき、外国人受託研修員(以下「受託研修員」という。)として受け入れる場合の取扱いについて定めるものとする。

(受入手続)

- 第2条 独立行政法人国際協力機構理事長(以下「申請者」という。)は、受託研修員を 派遣しようとするときは別に定める申請書を学長に提出するものとする。
- 2 学長は、前項の申請があったときは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条 第1項で定める大学を卒業した者又はこれに準ずる学力があると認める者について、本 学の教育研究に支障のない限り、受入れを許可する。

(研修期間)

- 第3条 受託研修員の研修期間は、1年以内とし、受入れを許可する日の属する事業年度 を超えることはできない。ただし、特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。 (研修期間区分)
- 第4条 受託研修員の研修期間区分は、事業年度内における研修する期間の日数により1 か月を単位として区分する。
- 2 前項の1か月は30日とし、30日に満たない日数は切り上げるものとする。 (研修料)
- 第5条 申請者は、第2条の規定に基づく受入れの許可があったときは、直ちに国立大学 法人電気通信大学授業料等徴収規程に定める研修料を支払わなければならない。ただし、 第3条ただし書きにより、当該年度を超えて研修期間を許可されている場合の翌年度以

降に係る研修料は、翌年度以降の年度当初に当該年度分を支払うものとする。

- 3 研修期間の延長により研修期間区分に変更が生じた場合には、直ちに研修料の差額を 支払わなければならない。
- 4 支払済みの研修料は、原則として返還しない。 (研修方法)
- 第6条 学長は、受託研修員の研修目的及び研修内容に応じ、指導教員を指定するものと する。
- 2 受託研修員は、研修目的を達成するため必要な場合には、当該研修期間中に、指導教 員の許可を得て、学外において研修を行うことができる。

(研修計画の変更)

第7条 申請者は、当該受託研修員の研修期間又は研修内容等を変更しようとするときは、 変更事項及びその理由を記載した文書を学長に提出し、承認を得なければならない。 (許可の取消し)

第8条 受託研修員として不適当な行為のあった者については、学長は受入れの許可を取り消すことがある。

(研修の中止)

第9条 病気その他の理由により、研修を継続することが不適当と認められる者には、指導教員の申し出により、学長は研修の中止を命ずることがある。

(証明書の発行)

第10条 受託研修員が所定の研修を終了したときは、学長は本人の願い出により、その研修事項について証明書を発行することができる。

(規則等の遵守)

第11条 受託研修員は、本学の規則等を遵守しなければならない。

(事務)

第12条 受託研修員に関する事務は、学術国際部国際課で行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、受託研修員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和49年6月26日から施行する。

附則

- この規則は、昭和50年4月22日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。 附 則
- この規則は、昭和51年6月17日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。 附 則
- この規則は、昭和52年5月20日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。 附 則
- この規則は、昭和53年5月15日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。 附 則
- この規則は、昭和54年9月6日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附則

- この規則は、昭和55年5月15日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。 附 則
- この規則は、昭和56年5月25日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。 附 則
- この規則は、平成元年4月19日から施行し、平成元年4月1日から適用する。 附 則
- この規則は、平成2年5月9日から施行し、平成2年4月1日から適用する。 附 則
- この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- この規則は、平成5年10月27日から施行し、平成5年4月1日から適用する。 附 則
- この規則は、平成9年4月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成11年4月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- この規則は、平成12年6月21日から施行し、平成12年4月1日から適用する。 附 則
- この規則は、平成13年5月16日から施行し、平成13年4月1日から適用する。 附 則
- この規程は、平成16年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成20年3月25日から施行する。 附 則
- この規程は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成24年5月22日から施行する。
- この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。 附 則
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。